

## ○ 国立大学法人山梨大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項

制定 平成19年10月24日

改正 平成20年10月24日

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人山梨大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止等の措置について必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要項において「業者」とは、本学と契約を締結している者又は本学と契約を行なおうとする者をいう。

### (取引停止の措置)

第3条 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者(以下「業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合及び学長が特に必要と認めた場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る取引停止を行うものとする。

### (取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間のうち、短期及び長期の最も長いものをもって、取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止期間中に措置要件に該当することになった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、取引停止期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められた場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

### (指名等の取り消し)

第5条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名を取消すものとする。

2 学長は、すでに入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出されたが、開札等

に至っていない場合は、入札等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知及び公表)

第6条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取り消しをしたときは、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 学長は、取引停止期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、平成19年11月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年10月24日から実施する。

別表 取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の購入等契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>3 次のイ、ロ、又はハに掲げる者が他の官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 本学との契約に関し、私的独占禁止法及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(談合又は競争入札妨害)</p> <p>6 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 1 2 か月以内</p>

<p>第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
---	---